ＪＲ東海労ニュース

№１６５０
２０１２年1月２４日
ＪＲ東海労働組合

最高裁が懲戒処分に一定の歯止め！

2012.1.17 東京

日の丸君が代訴訟

停職、減給「慎重に」

最高裁初判断 2人の処分取り消し

学校式典で日の丸に向かって起立して君が代を斉唱する職務命令を拒否し、懲戒処分を受けた都立高校の教員ら計約百七十人が、処分取り消しと損害賠償を求めた計三件の訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷（金築誠志裁判長）は十六日、「戒告を超える減給以上の重い処分の選択には慎重な考慮が必要だ」とする初判断を示した。停職や減給処分を受けた元教員ら二人について「裁量権を超えて違法」として処分を取り消した。

＝関連❷❸㉙社説❺面

最高裁は昨年五月、職務命令を合憲としながらも「思想・良心の自由を間接的に制約する面がある」としていた。懲戒処分には戒告、減給、停職、免職の四段階があり、今回の訴訟は処分の妥当性が争われた。判決は最も軽い戒告を適法としたが、より重い減給以上の処分の適用には一定の歯止めをかけた。

橋下徹大阪市長が代表の「大阪維新の会」が大阪府議会に提出し、三回の職務命令違反で免職とする教育基本条例案の審議にも影響を与えそうだ。

判決は五人の裁判官

懲戒処分と最高裁の判断

	国家・地方公務員法上の懲戒処分	最高裁の判断
重い	免職：公務員の職を失わせる	慎重に考慮する必要性
	停職：一定期間、仕事に従事させない。期間中は無給	
	減給：一定期間、給与の一定割合を減らす	
軽い	戒告：本人の行為を強くとがめる	行政の裁量権の範囲内

※法律外の処分として「訓告」「厳重注意」がある

判決骨子

- 不起立は積極的な行事の妨害ではなく、減給以上の懲戒処分には慎重な考慮が必要
- 過去1、2年に不起立のような行為で数回の処分を受けた程度では、停職や減給とするのは相当でない
- 国旗引き降ろしなどの妨害行為で懲戒歴がある原告の不起立による停職は相当
- 最も軽い戒告は裁量権乱用には当たらない

２０１２年１月１７日
東　京　新　聞

最高裁判所は１月１６日、日の丸・君が代訴訟で停職や減給処分を受けた元教員について、「減給以上の重い処分の選択には慎重な考慮が必要だ」との判断を示し、「裁量権を超えて違法」として処分を取り消す判決を言い渡しました。判決は、戒告は適法としましたが、より重い減給以上の適用には一定の歯止めをかけるものとなりました。職員の身分に重大な不利益をもたらす減給や停職処分は、裁量権の範囲を超えると判断したのです。

ＪＲ東海においても、東二運分会斉藤書記長が酒気帯びをデッチ上げられ、減給処分とされました。また、総合的判断という曖昧な理由でのボーナスカットが横行しています。日の丸・君が代訴訟とはケースが違いますが、正当に受け取りるべき賃金をカットされ、今後の昇給、再雇用に重大な不利益を与える処分が乱発されています。最高裁の言う「慎重な考慮」の微塵も見られません。斉藤書記長はデッチ上げによるものですし、重箱の角をつつくような些細な理由ををつけてのボーナスカットです。

会社はこの最高裁判所の判断を真摯に受け止め、斉藤書記長への減給処分を取り消し、ボーナスカットをやめるべきです。